

2020年
4月30日号

タイでの公共調達における贈収賄防止及び関連規制の動向

執筆者：勝部 純、Vira Kamme

1. 始めに

現在もなお、タイにおける調達プロジェクトにおいて贈収賄は頻繁に生じています。同国における社会規範や、巨額の金銭が絡むことから費用が過少報告されたり混合される可能性が高いことが、その一因となっているとされています。このようなプロジェクトにおける贈収賄は、司法の概念だけでなく、財産・経済の概念にも反するため、タイにおいても、民間・公共の両分野において重大な刑事犯罪と考えられています。

以下、公共調達における文脈で、近時のタイにおける贈収賄防止及び関連規制について概説します。

2. 公共調達に関する贈収賄防止及び関連規制

(1) 贈収賄

賄賂は、一定の行為と引き換えに、政府のプロジェクト担当者に申し込まれ又は供与される財産又は利益をいいます。タイの刑法上の汚職の罪は以下のとおり分類されています。

- i. 「贈賄」：政府職員に対し、その職務の遂行に関して、行為を行わせ又は行わせないように、財産又は利益を供与、申込み、又は約束すること
- ii. 「収賄」：政府職員又はその代理人が財産若しくは利益を要求若しくは收受し、又はその申込み若しくは約束を受諾して、その職務の遂行に関して、行為を行い又は行わないこと

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

贈収賄は、タイの 1956 年刑法(Penal Code)、1999 年政府機関の入札に関する犯罪法(Offences Relating to the Submission of Bid to Government Agency Act)、2018 年汚職防止及び抑止に関する基本法(Organic Law Relating to the Prevention and Suppression of Corruption Act)等で犯罪とされています。贈収賄の刑事罰は、タイ人についても外国人についても同様に、民間・公共部門の関係者に対して科され得ます。また、収賄者である政府職員については、1999 年資金洗浄禁止法(Anti-Money Laundering Act)に基づいて起訴される可能性もあります。

(2) 談合

タイの公共調達部門における入札談合の多くは、入札者の募集や入札者の選定手続において行われています。企業の従業員、現地代理人、政府職員等の関与者がそれぞれの役割を担い、また、勧誘、強要、欺罔が行われるといった、スキームの多様性・巧妙さのため、入札談合は複雑かつ組織的な犯罪と考えられています。入札談合には、典型的には以下の形式があります。

- 変更注文の濫用： 入札者が政府機関のプロジェクト担当者と共謀し、落札するために異常に低い価格で入札し、その後、当該政府機関から、より高い価格やより数多くの変更注文を受ける場合
- 入札抑制： 複数の入札者が、入札をしないこと又は取り下げることをあらかじめ合意し、共謀した入札者の内の 1 社に落札させる場合
- 形式的入札： 複数の入札者が、他の入札者と比較して許容できないほど高い価格で入札を行うこと、又は政府機関によって拒絶されるような特別な条件を加えて入札を行うことをあらかじめ合意する場合
- 入札ローテーション： 繰り返し行われるプロジェクトや購入について、複数の入札者が順番に落札者となることをあらかじめ合意する場合
- 市場分割： 複数の事業者が互いに競合しないように特定の地域又は特定の種類の購入者を異なる事業者割り当ててあらかじめ合意する場合

これらの談合の方法は、相互に独立して行われるものではなく、組み合わせられることもあります。

談合防止規制の主要なものとして、1999 年政府機関の入札に関する犯罪法(Offences Relating to the Submission of Bid to Government Agency Act。以下「**1999 年法**」といいます。)があります。1999 年法は、事業者が一定の反競争的合意を行うことを違法とし、また、違反者のクラスを 3 つに分けており、そのうちの 1 つは公共調達に参加する事業者とされています。また、1999 年法は、談合罪につき 1 年から 20 年の懲役刑を定めています。民間の関与者については、1999 年法において以下の行為が違反行為とされています。

- 公共調達に影響を与える入札談合の形成
- 公共調達における入札談合の勧誘
- 他者に対する反競争的行為の強制
- 公共調達に影響を与える欺罔行為の採用
- 公共調達手続を欺罔する低い又は高い価格設定手法の採用

1999 年法は、入札の募集から支払までの公共調達手続における刑事責任について定めています。1999 年法における「政府機関」とは、国の法的権限若しくは機能を行使し、又は国から出資若しくは投資財産を受領している広範な機関が含まれます。この「政府機関」に該当するか否かは一見して明らかというものではありません。例えば、2019 年、汚職・不正行為刑事事件裁判所(Criminal Court for Corruption and Misconduct Cases)において、1999 年法の下、ある事件においてはスポーツ団体である全国スポーツ射撃協会が、別の事件においては商品規格の設定及び商品分析の会社である Central Laboratory (Thailand) Co., Ltd.

が、それぞれ「政府機関」であると判断されました。このような機関との契約を落札するために入札者間で癒着や反競争的な合意を行うことは、1999 年法に違反する可能性があります。

したがって、タイにおける公共調達に関心を持つ事業者は、客先について注意を払い、適切なデュー・ディリジェンスを行うことが非常に重要です。1999 年法では、懲役刑に加え、入札談合の構成員間の最高入札額又は契約価格のいずれかの 50%の金額という重い罰金刑が定められています。さらに、1999 年法違反については、入札した会社の Managing Director、その他の経営陣及びその他の会社の運営責任者も刑事責任を問われ得ます。

3. 2017 年以降のタイの贈収賄防止運動

贈収賄の危険を低減し、競争と透明性を促進するため、タイ国民議会は、2017 年政府調達及び供給管理法(Government Procurement and Supplies Management Act。以下「2017 年法」といいます。)を制定し、同法は 2017 年 8 月 24 日に施行されました。2017 年法は、公共調達に関する統一的な規制枠組みを創設しており、大半の政府機関に対して適用されます。2017 年法は、3 つの明確な選定手続と、価格以外の少なくとも 6 つの落札基準(製品寿命、販売後のサービス等)を定めており、政府機関は入札者の提案を検討する際にこれらを考慮する法的義務を負っています。不作為又は不正行為の結果として、この法的義務を遵守しなかった場合、2017 年法違反となり、調達手続を担当する政府職員だけでなく、違反行為を教唆(即ち賄賂を供与)したり、当該政府職員を幫助した事業者に対しても、懲役刑及び罰金刑が科され得ます。

また、2017 年法は、一定の例外を除き、落札しなかった入札者が、政府機関が 2017 年法又はそれに基づいて制定された関係法に規定された規則又は手続の不遵守がなければ契約を締結する権利を獲得していたであろうことを立証できる場合、行政上の不服申立てを行うことができると規定しています。不服申立人は、不服審査会の決定に納得せず、また、落札できなかったことにより損害を被った場合には、当該政府機関に対し、管轄権を有する裁判所において損害賠償請求訴訟を提起することができます。

タイにおいて上記の管轄権を有する裁判所の 1 つとして、2016 年 10 月に設立された汚職・不正行為事件刑事裁判所(Criminal Court for Corruption and Misconduct Cases)があります。この第一審の専門裁判所は、資金洗浄、汚職、共謀その他の官公庁における不正行為に関する犯罪事件を専属的に管轄しています。当該裁判所は、政府職員だけでなく、一定の行為や不正行為と引き換えに政府職員に賄賂を供与する事業者を含め、犯罪の実行に際し、政府職員を教唆・幫助する個人・法人を裁く権限を有しています。

4. 終わりに

タイの贈収賄防止制度は、腐敗の防止に関する国際連合条約に基づく国際的義務に沿ってますます強化されています。近年制定された法規制が、タイの公共調達にどのような影響を及ぼすかは、依然として注視されています。したがって、公共調達への参加に関心を持つ日本企業は、意図せず法令違反となることを避けるため、タイにおけるこれらの法規制の整備、運用状況について引き続き注意を払う必要があると思われます。



かつべ じゅん
勝部 純

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

j.katsube@jurists.co.jp

2006年弁護士登録、2013年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録、2017年カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016年三井物産株式会社法務部アジア・大洋州法務室出向。会計不正、競争法違反、品質不正事案のクロスボーダーの危機対応案件等を中心に手掛ける。

近時のセミナーに「企業が直面しているさまざまなリスクと危機管理体制の構築」、「いま会社を知るべき品質不正対応の4つのポイント～あなたの会社を守るために何ができるのか～」等。



Vira Kamme

SCL Nishimura パートナー弁護士

vira@siamcitylaw.com

刑事、民事、行政手続、倒産、事業再編、コーポレート、金融、不動産・建設等を含む幅広い分野に関する訴訟・紛争を取り扱う。40年以上の実務経験を有し、労働、行政、知的財産、民事、刑事事件においてリード・カウンセラーとなり、また、商事紛争において国内外の企業を代理する。また、法学教育にも注力している。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020